

ディーパンカラシュリージュニャーナの 『菩提道灯論細疏』和訳(3)

望 月 海 慧

はじめに

本稿は〔望月 1999〕に続くものである。^{注1} 今回の和訳部分は、「別解脱・波羅提木叉(prātimokṣa)^{注3}」に関するセクションである。^{注4} ここで論じられる本頌は、わずかに二偈しかないのだが、それ以上のサブテーマが論じられていることが判る。

注1 前稿の後に、矢崎正見『初心者のための独習チベット語文法』(出帆社, 1999年)が出版された。本書には、『菩提道灯論』のチベット語テキストと和訳を添えた語彙集が付されている。学術的なものではなく、初学者の学習用であるが、別売のカセット・テープにはチベット人によるそのテキストの講読が収められており、とても興味深いものである。また、Hubert Decler, "Master Atiṣa in Nepal: The Tham Bahil and Five Stūpas' Foundations according to the 'Brom ston Itinerary'", *Journal of the Nepal Research Center* 10, 1996, pp.26-51 は、彼の伝記資料に基づいて、ネパールにおける事跡を報告している。さらには、大正大学の米沢嘉康氏には、J. Egberts & M. Boswenger, *Een Lamp voor het Pad naar de Verlichting*, 1996 Amsterdam をお教えいただいた。同書を購入するにあたり、ご労力を下さった米沢氏に感謝申し上げます。同書は A. Berzin により Maitreya Institute から出版された著書のオランダ語訳であり、『菩提道灯論』のオランダ語訳とツェンシャップ・セルコン・リンポチェによる解説が付されている。

注2 チョーネ版 Khi 263b4-270a2, デルゲ版 Khi 258a5-264a2, ナルタン版 Ki 293 b3-300b1, 北京版 Ki 297b4-304b2, 金写版 Ki 409b6-419a4 にあたる。

注3 この語に関しては、平川 1993:3-7を参照。また諸部派のテキストにおける波羅提木叉は、Ch. Kabilsingh, *The Bhikkhuni Pātimokkha of the Six Schools*, Delhi 1998 において英訳されている。

注4 Sherburne 1983: 3 は "The Monastic Life" という、曖昧なタイトルを付している。

和訳に入る前に、『菩提道灯論』の成立に関する問題を論じたいと思う。これに関しては、ヘルムート・アイマー博士が『菩提道灯論』に関する研究を発表した際に、その著書の序論においてすでに詳細に論じている。ここでさらに屋上屋根を付す必要もないと思われるので、同博士の研究成果よりその一部である「『菩提道灯論』の成立」と「チベット文献における『菩提道灯論』の評判」の和訳をここにあげておく。^{#5}

『菩提道灯論』の成立〔和訳〕

10世紀の終わりから11世紀の前半に西チベットの王家の二人のメンバーであるイエーシェーウーとその甥のチャンチュップウー^{#6}がさらなる仏教の振興のために努力した。彼らによる方策は、21人のチベットの若者をカシミールに派遣することであり^{#7}、それにより彼らはそこで重要な仏教の教えの講義を受けた。慣れない気候と旅の疲れから二人しか生き残らなかつたこの研究グループの最も著名なメンバーが翻訳官のリンチェンサンポ^{#9}であった。イエーシェーウーとチャンチュップウーは、その故郷に仏教の正しい教えを説教してもらうために、インドからチベットに学者を招待しようと再び努力した。その際に彼等の選択は、アティシャという呼称^{#10}で有名な982年にベンガルで生まれ、29歳までタントラの学習を続けていた僧侶であるディーバンカラシュリージュニャーナに当

注5 Eimer 1978: 7-16. 略号などは同書のもをそのまま用いているので、必ず原書を参照していただきたい。

注6 生存データは知られていないが、イエーシェーウーは1040年以前に死んでいなければならない。グゲ王家（西チベット）の系譜を NAUDOU, Bouddhistes, 213 が示している。

注7 Rnam thar rgyas pa 45b1-46a1 参照。

注8 Rnam thar rgyas pa 45b6 参照；チベットに戻った他の者に、ローチュン・レッグペーシェーラップがいた。

注9 958-1055; 彼の生涯に関しては、TUCCI, Rin chen bzang po を参照。

注10 この名前の形に関しては EIMER, Berichte, 20-22 参照。

3 ディーバンカラシュリージュニャーナの『菩提道灯論細疏』和訳(3)(望月)

たった。ふさわしい師を招待しにインドに向かった二つの旅行グループが成果なく戻ってきて、^{註11}イェーシェーウーの死後^{註12}に起こされた三番目のものが、60歳のアティシャを西チベットに招待することができた。チャンチュップウーの使者の主校翻訳官ツルティム・ゲルワーがインドの僧院の上部の人に与えなければならなかった約束のために、これらの旅行に対する時間は三年^{註13}に限られた。帰路は遅くとも1044年には旅立たなければならなかった。

西チベットの王家により建てられた僧院のトディン寺^{註14}に滞在している間にアティシャは老年のリンチェンサンポ^{註15}に会った。二人の学者の間の論争は、タントラの教えはどのように実現されるべきかという問題であった。^{註16}リンチェンサンポはその論争の後にそのインド人の同信者に屈して、残りの生涯は瞑想のために退いた。^{註17}この論争の結果がチベットにおける後のタントラの伝承に如何なる効果を与えたのかは、今日得られる資料からはわからないが、それはこれらの教えのある重要な改革をもたらしたように思える。

トディン寺を立つ直前^{註18}にチャンチュップウーはアティシャに教科書を懇願した。すなわち、二つの大きな伝記と『菩提道灯論細疏』^{註20}に述べられている：

ここチベットの国では人は誤った見解で菩提への[道の上の]友である

注11 最初の旅行は Rnam thar rgyas pa 46a1-5 に、二番目のものは op. cit. 46b3-47a3 に叙述されている。

注12 彼の生涯の終わりに関しては、「ガログ・エピソード」が報告している。EIMER, "Gar log-Episode" 参照。

注13 これは正しい数のように思える。それは往路に一年、滞在に一年、帰路に一年と理解できる。Rnam thar rgyas pa 55a1-3 も参照。

注14 FERRARI, Guide, 79 注 7, WYLIE, Geography, 125 注 96 も参照。

注15 その時に彼は85歳に達していた。

注16 EIMER, Berichte, 15 注 17 も参照。

注17 ROERICH, Blue Annals, I, 250 を参照。

注18 これは Rnam thar rgyas pa 62b3 のナツォーのツルティム・ゲルワーが、アティシャはチベットに一年以上いられないことに言及した記述から見て取れる。

注19 この表示を二つの次ぎの著名な伝記に対して用いる：Rnam thar rgyas pa (62b4-5), Rnam thar yongs grags (52b1-2)。

注20 Bodhimārgadīpapañjikā 278b5-7 (242a2-3)。

師により正しく導かれぬ人たちが、ブッダの教えに関してこの大乘の道をあちらこちらで論争し、それぞれが自分独自の論理で[その教えの]広くて深い意味を分析し、[そのようにして]それぞれの[視点]でかなり[の程度]で意見の相違が結果として生じるので、彼等の疑惑を明らかにすることをお願いいたします。^{注21}

その上さらに二つの大きな伝記の記述によると、^{注22}通例の乗に関して二つ、波羅蜜乗に関して二つ、マントラに関して三つの質問がディーバンカラシュリージュニャーナに向けられたとのことである。これらの願いに応じてアティシヤは『菩提道灯論』を、より正確には最初にサンスクリットで著わした。チベット語の版は、ゲウエー・ロードゥと一緒と同じくトディン寺において、おそらく引き続き作成された。ディーバンカラシュリージュニャーナを招き、その旅行に同伴したチベット人の翻訳者であるナツォー・ツルティム・ゲルワー^{注24}は、初期にも後期にも多くのテキストをそのインド人の師とともに翻訳したにもかかわらず、これらの仕事に参加しなかった。『菩提道灯論』のサンスクリットの版の写本からの写しが作られたかどうかは伝わっていないが、著者が数部をインドに送ったことは全く有り得ることも^{注25}もしれない。そのテキストのオリジ

注21 Rnam thar rgyas pa 62b4-5: ... bod kyi yul 'di na sangs rgyas kyi bstan pa theg pa chen po'i lam 'di la log par rtog pa'i gang zag bla ma dge ba'i bshes gnyen gyis yongs su ma zin pa dag phan tshun rtsod cing rang rang gi rtog ges zab pa dang rgya chen ba'i don la dpyod cing / so so nas ma mthun pa mang du mchis pas de dag gi the tshom bsal du gsol ...

注22 Rnam thar rgyas pa 62b5-6, Rnam thar yongs grags 52b2.

注23 二つの大きな伝記ではその名前はゲウ・ロードゥとされ、彼の生存年代は不明である。

注24 1010年生まれ；ROERICH, Blue Annals, I, 247, 23-24 を参照。アティシヤの長い間の随行者であり、弟子であると同時に、師についての最初の伝記の伝承に対する最も重要な保証人である。EIMER, Berichte, 325, 327 も参照。

注25 そのような使節については、Rnam thar rgyas pa 97a5-7 が述べており、同書の 102b2 も参照。

5 ディーパンカラシュリージュニャーナの『菩提道灯論細疏』和訳(3)(望月)

ナルは、アティシャが1054年に死んだところでもあるニュタンに滞在している間にも説教に役立てられて、それがもとで今日までラデン寺に保存されている師の本にまだそれを見い出すことができる^{注26}。チベット語訳は多くのテキスト証拠が存在し、そのうち次の刊行に16を役立てることができた。明白にゲーウエー・ロードゥとともに訳された版だけがあり、そうは言ってもニュタンにおけるそのテキストの説教の際に原文がチベット人の聴衆に対して変えられたかどうかは、入手できる文献資料からは推論できない^{注29}。

チベット文献における『菩提道灯論』の評判 [和訳]

チベットの伝統はディーパンカラシュリージュニャーナの名前で広く伝わった著作の中で『菩提道灯論』に特別な地位をあてがっている。著者自身がこの教訓詩を自分の最も重要な書物と見ていたかどうかは、今日では言うことができない。チベット大蔵経に『菩提道灯論』の「自注」^{注30}として報告されている

注26 Bodhipathapradīpa の二つの説教は Rnam thar rgyas pa 92b6-937a1 に述べられている。テキストの関係を理由に、それらはニュタンで行われたことを前提として考えるべきである。SARAT CHANDRA DAS, "Bodhi Patha Pradīpa", 40 注 2 は、ラデン寺とサムエ寺にサンスクリットの写が数部持っていかれたと述べている。

注27 FERRARI, Guide, 80 注 8 における H. E. RICHARDSON による所見に従う。

注28 その他にここでは含むことができなかったさらに二つのテキスト証拠が知られている: 1. TOHOKU II, Nr. 6963 (五葉よりなる印刷), 2. (チューリッヒに居住の) かつての宣教使の個人所有の写本。確実にまだ多くのさらなる印刷や写本が存在する。

注29 Rnam thar rgyas pa 92b6 は、そこで挙げられたテキストの Bodhipathapradīpa は翻訳者すなわちナツォー・ツルティム・ゲルワーにより訳されたと述べている。そうならばある修正が行われたのか。

注30 例えば北京版では、テキスト (TT, Nr. 5344) の前に短いタイトルとして、byang chub lam sgron rang 'grel jo bo rjes mdzad pa (bzugs) とある。「自注」は Bodhimārgadīpaṅjikā の略号として、以後つねに引用符が付される。

『菩提道灯論細疏』というタイトルをもつテキストが存在するので、それを受け入れることができるかもしれない。そのチベット訳の版では注釈書のタイトルの Byang chub lam gyi sgron ma'i dka' 'grel は根本テキストのものである Byang chub lam gyi sgron ma を含んでいるが、それに反して翻字で示されるサンスクリットのタイトルはその二番目と三番目の構成成分において区別し、-patha-pradīpa に対して -mārga-dīpa- とある。この区別を説明する試みは推測の領域に導いている。なぜ、一つの又は二つのサンスクリットのタイトルの推定できる後の復元の際に、lam gyi sgron ma の語が異なった方法で訳されなければならなかったのか、とりわけテンギルの中観部における出版に登録された両方のテキストがあい並んでいるのか。

カダム派の初期の時代において『菩提道灯論』をディーバンカラシュリージュニャーナの著作の中の上位に入れたことを修史のテキストから加えることができる。今日では12, 13, 14世紀の編集とされるサムエ寺院の古い年代記である『バシェー』は、アティシャの短い伝記の中でその著作からただ一つ有名な教訓詩について述べている。^{注32} グー・ローツァーフ・シュンヌーベルは自身の『青冊史』において、ポタワ・リンチェンセル(1031-1105)が『菩提道灯論』に特別な高い価値を与えており、さらにこのテキストは『大乘莊嚴經論』や『菩薩地』や『集学論』や『菩提行論』や『ジャータカ』や『ウダーナヴァルガ』とともにカダム派にとっての六つの基本的な著書のグループに数えられていることを示している。^{注33} 『青冊史』にあらかじめある『菩提道灯論』の短い特徴づけは、15世紀末にいかなる視点の下でその著作が見られていたかを

注31 それらはこの作品において標準化して使われており、その際に pradīpa はサンスクリットの言語の慣用に従って男性形として現れ、女性形としてではない。

注32 STEIN, Chronique, 91, 5; sBa bzhed に関して EIMER, Berichte, 128 も参照。

注33 ROERICH, Blue Annals, I, 268.

注34 ROERICH, Blue Annals, I, 248.

7 ディーバンカラシュリージュニャーナの『菩提道灯論細疏』和訳(3)(望月)

示している。この教訓詩の意味に関するさらなるしるしは、それがさしあたりたぶん大蔵経と並んで伝わった「師 [アティシャ] の短い宗教的 [著作] (Jo bo'i chos chung)」の集成を開始していることにも見ることができる。第五世ダライラマの『トプイック』に含まれるディーバンカラシュリージュニャーナの103の著作のリストは、まさしくこの集成に含まれたテキストのタイトルをあえて書き留めており、そのうち^{注35}27を除いた残りは他の師の作である。ザヤ・パンディタがアティシャの著作として数え上げている^{注36}28のテキストのタイトルのうち、最後から二番目のものは、ディーバンカラシュリージュニャーナとナツォー・ツルティム・ゲルワーにより翻訳されたセルリンパの著作と呼ばれている。^{注37}

目下のところ『菩提道灯論』の他に大きな注釈書を得た著作が一つだけ知られている。『菩薩摩尼鬘論』は、印刷された版に従って115-137葉の間にわたる注釈書とともに、『カダム経函全集』の中心である。^{注38}『菩提道灯論』の特別な意は、多くの師がそれに注釈書を著わしたことから評価できる。「自注」の『菩提道灯論細疏』はすでに知られており、その他の初期の『菩提道灯論』の注釈は、参照指示からのみ知られており、これに反して原文では入手し難い。初代パンチェンラマのロサン・チューキゲルツェンの注記によると、アティシャの長年のお供であるナツォー・ツルティム・ゲルワーが書いた注釈書が

注35 アティシャ作 (VOSTRIKOV, loc. cit. 参照) の最初の26の著作と並んで、Jo bo'i chos chung の最後 (又はデルゲ版によると最後から二つ目) の Vimalaratnalekha も数に入れなければならない。

注36 Sa kya btsun pa blo bzang 'phrin las kyi zab pa dang rgya che ba'i dam pa'i chos kyi thob yig gsal ba'i me long, Band kha, 271b-272a3; それには TT, Nr. 5378-5404, 5480 (TOHOKU I, Nr. 4465-4490, 4550, 4566 が相当する) に対する短いタイトルされている。

注37 TT, Nr. 5404; TOHOKU I, Nr. 4550 (ここでは著者は 'Jam pa'i rdo rje mnyes byas と呼ばれており、同時に Nr. 3942 を著者の gSer gling pa とともに指示されている)。

注38 EIMER, Berichte, 89-90 を参照。

あった。^{注39}アクリンポチェ・シェーラップギヤムツォー(1803-1875)は、彼の『トーイック』に、12世紀から16世紀の間の時代に作られた八つの『菩提道灯論』の注釈書を著者名と短いタイトルとともに枚挙している。^{注40}このリストにおける最も初期の著作は、アクリンポチェにより引用される三番目の著作の『道灯釈二巻』の著者として知られているチャンセム・シュンヌーゲルチョックの名前をプーチュンワ(1031-1106)別名チャンチュップセンバ・シュンヌーゲルツェンと同一視しない限りは、セチルプーバ(1121-1189)^{注41}の『道灯釈』とナルタンバ・ドートウン・シェーラップ(僧院長としての公職の年代: 1167-1186)^{注42}のものと思われる。これらの一連の最後に知られている注釈はレーチェン・クンガーゲルツェンにより著わされており、それからカダム派の歴史の全体の陳述も知られる。^{注43}

『菩提道灯論細疏』の後でこの仕事に対して引き寄せられた最古の『菩提道灯論』の注釈である『菩提道灯論釈・最上の笑みの喜びの説示』は、ローサンチューキゲルツェン(1567-1662)により著わされ、その全体の量は「自注」のおよそ半分に達する。それと並んでテキスト証言としてさらに二つの注釈が19世紀に現れる:^{注44}ウエルマン・コンチョックゲルツェン(1764-1853)の『菩提道灯論釈・最上の喜びの供養の雲』とタツカルトゥルク・ローサンペルデンテンジンニェンタックの『菩提道灯論釈・テキストの意味を明らかにする太陽』とである。二つの『菩提道灯論』へのさらなる注釈文献が、この教訓詩

注39 『灯論釈』の奥書きは述べている(41b7(54a2)): ... rang 'grel dang / nag tsho'i 'grel dang ...

注40 LOKESH CHANDRA, *Materials*, 3, 515 (Nr. 11099-11106).

注41 ROERICH, *Blue Annals*, I, 276 に従った生存年代。

注42 年代は ROERICH, *Blue Annals*, I, 282 から推測した。

注43 EIMER, *Berichte*, 49-51 を参照。

注44 これらの二つの著作をローデン・シェーラップ・ダーギャップ氏が私に指示してください、さらに氏は後者に関して氏の個人的な版を私の意のままにさせて下さった。この手助けに対して、私は大変感謝している。

9 ディーバンカラシュリージュニャーナの『菩提道灯論細疏』和訳(3)(望月)

の意味を後代に暗示するために、ここにまだあげられるが、それらはテキストの伝承としては引かれぬ：それは、チャンキャ・クートウツク・ルルペードルジェー(1717-1786)の『菩提道灯論の科門要約』^{注45}とコントウル・ロードウーターイェー(1813-1899)により『教誡の蔵』のカダム派の巻に含まれる『菩提道灯論釈・心随を集めた菩提道灯の輝きを明らかにする』^{注46}である。I. J. シュミットとO. ベートリンクにより記録された『菩提道灯論釈・少し明らかにする能力のある偉大な能力の喜びをもたらす供養の雲』^{注47}というタイトルの写本については、知ることもできず、著者についてもその著作年代についてもわからない。

『菩提道灯論』は、ツォンカパ・ローサンタクパ(1357-1419)が彼の解脱の階梯に関する二つの著作への導入部においてそれを根本的なものとしてきわだたせなかつたならば、おそらくゲルク派の普及以後の時代に少ししか注目されなかつたであろう。しかし『ラムリムチェンモ』も『ラムリムチュンモ』^{注48}もアティシャの教訓詩に対する注釈書とみなしてはならない。^{注49}ツォンカパは、その著者の生涯の描写を陳述することで、このテキストの意味を示しており、そして後の評論では『菩提道灯論』に関しては比較的稀にしか取り入れてい

注45 TAUBE, Handschriften, Nr. 2588 によりカタログにされている。そのテキストの写はストックホルムにも存在する。ELMER, "Tibetica Stockholmiensia", H. 6028. P 参照。

注46 gDams mdzad, 2. 15-61 に印刷されている。ELMER, Tibetica Upsaliensia, Utl. rar. 109 (2) を参照。

注47 SCHMIDT / BÖTLINGK, "Verzeichnis", Nr. 381.

注48 この短いタイトルは「(三つの人の興味を引く)すべての次第を完全に示す菩提への道の次第」ないしは「三つの人の興味を引く菩提への道の次第」と同じであり、両方の著作はTT, Nr. 6001 bzw. 6002 に同じくある。

注49 しかし、TAUBE, Handschriften, Nr. 2589 により『ラムリムチェンモ』はそうように分類されている。

ディーバンカラシュリージュニャーナの『菩提道灯論細疏』和訳(3)(望月) 10
 ない。^{H50}『ラムリムチュンモ』と『ラムリムチュンモ』は、確かにラムリム文献
 の重要な代表作であるが、アク・リンポチュ・シェーラップギヤムツォーの書
 籍リストから引用できるように、これはすでに初期のカダム派の教えとともに
 始まっていた。ガンボパの『タルギェン』もラムリムのテキストに属するの^{H52}で、
 それは『菩提道灯論』をかなりの回数引用し、それゆえに特にカダム派の書物
 を扱う際にラムリム類の他の著作もアティシヤの教訓詩を引き合いに出してい
 ると受け入れることができる。従ってツォンカバ・ローサンタクパは、『菩提
 道灯論』を彼の二つのラムリム作品への導入部においてある特別な意味を与え
 たときに、全くその伝統の中にいた。

[Synopsis of the BPP based on
 gZhung don gsal ba'i nyi ma (3)]

2.1.3.2.2.2 入る菩提心の本質

2.1.3.2.2.2.1 律儀を領受する依所[79-86]

『菩提道灯論細疏』和訳(3)

そのように菩提心というその宝を特別に増やすために、「戒律を確かに守る
 べきである」と示した後、今度は戒律の特殊な依処を示そうと望んでから、

注50 NAGAO, *Study*, xii を参照。とはいえ 45b1-2 に *Bodhipathapradīpa* zz. 9-12, 45b4-5 に 13-16, 45b8-46a1 に 17-20, 170a4 に 32, 170b6 に 45-46, 173a1-4 に 59-70, 177b3-4 に 73-74, 269b3 に 163, 273b3 に 163-164 が示されているだけである(フォリオの表示は『ラムリムチュンモ』のTT, Nr. 6001, ka の印刷のものを引いている)。TUCCI, "Religionen", 51 も参照。

注51 LOKESH CHANDRA, *Materials*, 3, 515-517, Nr. 11107-11153. A Khu Rin po che に知られていたラムリムのテキストを書き留めると、例えば、sNe'u zer pa (1042-1118) の Nr. 11115, Bya yul pa (1075-1138) の Nr. 11116, Ka ma pa Shes rab 'od (1057-1131) の Nr. 11132 がある。

注52 *Op. cit.*, 3, 516, Nr. 11120.

11 ディーバンカラシュリージュニャーナの『菩提道灯論細疏』和訳(3)(望月)

七部の別解脱^{注53}の律儀を常に守っている者たちだけが菩薩の律儀の部分を持っているが、他の者にはない。[BPP79-82]

と言う。ここに [ある者が]、「あなたは、最初に、

この方は最高の人である。

聖なる衆生であり、最高の菩提を望んでいる者たちに対して [BPP 20-22] と言わなかったのか。またここでそのように述べたものは、どのように真実を説いたものであるのか。前の者は不浄なる依処として設定されており、これは清浄なる依処として認められるものである」と言う。この意味は師である吉祥なる尊者ボーディパドラが『[菩薩] 律儀二十細疏』にお説きになられている。すなわち、

次のように別解脱の律儀は菩薩の律儀の支分となっているものであり、[その] 一部分として知るべきである。それ故に「他の別解脱の律儀をそなえたこの方は菩薩の律儀を正しく領受する器となっており、学ぶべきこの言葉も与えられるべきである」という意味である。ここに、殺生などから退く別なる儀軌は存在せず、それらからも退いており、菩薩律儀を領受

注53 「七部の別解脱」とは、(1)比丘の具足戒、(2)比丘尼の具足戒、(3)正学女の六法戒、(4)沙弥の十戒、(5)沙弥尼の十戒、(6)優婆塞の五戒、(7)優婆夷の五戒である。平川前掲書、pp.56-57、注(5)を参照。

Cf. BBh: 138.24-27:

tatra saṃvara-śīlaṃ bodhisattvasya yat sapta-naikāyikaṃ prātimokṣa-saṃvara-samādānaṃ bhikṣu-bhikṣuṇī-śikṣamaṇā-śrāmaṇera-śrāmaṇery-upāsakopāsikā-śīlaṃ. tad etad grhi-pravrajita-pakṣe yathāyogaṃ veditavyaṃ.

藤田1989; 33 参照。なお、ディーバンカラシュリージュニャーナはMSにおいて、BBhの「戒品」の全文を引用している。Cf. Mochizuki 1995.

注54 藤田光寛「チベットにおける菩薩戒の受容の一断面」(『印度学仏教学研究』36-2, 1983年), p.112.

注55 ただしBPP 20の初めの句は“skyes bu de ni”とあるのに対し、ここでは“de ni skyes bu”と助辞“ni”の位置が異なっている。この句に「師たちにより説かれた正しい方法が解説されるべきである」と続く。

する器となっても、存在することはない。^{注56}

とお説きになられている。^{注57}

さて、大乘の習気が存在していないその無種姓の者で、別解脱の組織が中断しており、菩薩の律儀がない上に彼に波羅夷が生じ、学ぶべきことを捨て、善根を断じ、その律儀を領受しない者は、別解脱もなければ、他にどこに存在することができるであろうか。

ここに[対論者が]言う。殺生などから退かない菩薩が存在することになってしまうのではないか。

[答えて]言う。それはありえない。何故ならば「それらは菩薩にとっての根本罪である」と經典に説かれているからである。そのようなので、その別解脱律儀はまず最初に必要なものであり、先行するものである。また、種姓に住しており、他の生において大乘を修習した者は、その本質により罪を犯していないので、その菩薩律儀自身を第一のものとして受けることにも過失はない。また大乘である大中観の教義を完成したならば、次のように、

大乘の器とはならない者は誰もいない。一切の衆生は一つの種姓であり、如来蔵をもつものである。^{注60}

というのと、

注56 *Samvaraviṃśakapañjikā* Tib. P. No.5584, Ku 215a8-b2. なおCandragominの根本テキストの翻訳に関しては、Tatz 1985: 27-38, 藤田 1983 を参照のこと。

注57 Cf. 小玉1969: 98-100.

注58 平川1970: 442-443; 平川1993: 139-355. 「波羅夷(pārajika)」とは、(1)姪(maithunaṃ)、(2)不与取(adinnādānaṃ)、(3)断人命(vadho manuṣyavigrahaṃ)、(4)妄説得上人(uttaramanuṣya-dharma-pralāpa)である。

注59 袴谷1989: 133-135. このコンテキストからも、「大中観」とは如来蔵思想であることがわかる。

注60 典拠の確認はできていない。「一切の衆生=大乘の器=一種姓=如来蔵もつ」とあり、ここでは種姓の差別は認めていないように思える。ハリバドラが種姓の差別も世俗的なものとするに関しては、高崎直道「ツォンカバのゴートラ論」(『如来蔵思想 II』法蔵館, 1989年), p. 278 と注(13)を参照。

13 ディーバンカラシュリージュニャーナの『菩提道灯論細疏』和訳(3)(望月)

地上では幸運は有るものでも無いものでもなく、すべてのものは仏となるものである。それ故に完全な仏となるために、怠惰をなすべきではない。^{注61}

とお説きになられている。『[一切如来] 真実撰集大タントラ』にも、

ああ、世尊のこの大きなマンダラに入る者を、器であるとか器ではないと考察を行わない。それは何故かと言え、^{注62}

などと説かれている。規範師アーリヤデーヴァは、

最初に何であれ望んでいるものを彼に与える。正法に器はなく、いかなるものも存在するものではない。^{注63}

とお説きになられている。それ故に一切の衆生は一つの種姓であるから、尊者マイトレーヤは『現観莊嚴論』に、

法界に区別はないので、種姓に区別はありえない。^{注64}

とお説きになられており、聖ナーガールジュナも『無謬讚』に、

法界に区別はないので、第一の乗に区別がなければ、あなたが三乗を示したのは衆生を入れるためである。^{注65}

とお説きになられている。しかも經典にも、衆生の三つの集まりとして説かれ^{注66}

注61 典拠の確認はできていない。

注62 Sarvatathāgatatattvasaṃgraha, 堀内1968: 86:

atra mahā-maṇḍala-praveśe pātrāpātra-parikṣā na kāryā tat kasmād hetoḥ /

津田1995: 137. 前田崇『藏梵漢対照初会金剛頂経索引』(国書刊行会, 1985年)は、この偈頌の引用箇所を調べるのに有益であった。

注63 典拠の確認はできていない。

注64 AA I.39ab, Stcherbatsky 1977: 6:

dharmā-dhātor asaṃbhedaḥ gotra-bhedo na yujyate /

注65 Nirupamastava 21, Patel 1932: 319, 322 [Lindtner 1982: 306-307; Tola 1995: 116 126; Poussin 1913: 3, 7]:

dharmā-dhātor asaṃbhedaḥ yānabhedo 'sti na prabho /
yāna-tritayam ākhyātaṃ tvayā sattvāvatārataḥ //

Cf. 酒井1959:15; Gnoli 1961: 167; Lindtner 1980: 95; Silburn 1977: 207. 斎藤1989: 注(50)も参照。

注66 Sherburne 1983: 68 によると、声聞・縁覚・菩薩である。

ており、宝石の^{注67}種類を喩例となしたそれがどのようなものか、衆生の種姓も五つの^{注68}相として解説したそれがどのようなものかを述べたものは一時的なものとして意図をもつものである。すなわち尊者スヴァルナドヴィーパが、

種姓は二種である。すなわち、法性の種姓をもつものと、成就の種姓をもつものとである。^{注69}

とお説きになられているので、成就の種姓をもつものとは、しばらくはそのようにある。法性の種姓をもつものに関しては、いかなる区別も存在しない。次のように、賢者たちが「その別解脱の律儀は確かに第一のものとしなければならないものである。さらにまたこのように法身は一切時に、一切の事物に遍満するものであり、またその受用身も輪廻にあり、さらに十地の大自在天たちだけの行境であり、また大乘の甚々なる法であって、何らかの広大なものである」と説かれている。変化身は次のようにウドンバラの花と同じなので一時のものである。すなわち經典に、

その劫の次に私が生じない六十劫が生じるだろう。

と説かれている。それ故に彼がお説きになられたこの別解脱の律儀も一時のものであるから稀なので、善趣に赴く原因の第一であるからであり、仏説は殺生などの罪に反するものであり、仏説は別解脱の律儀がある限り存続するもので

注67 Tib.: rdo.'i rigs.

注68 LAS: 63.2-5:

punar aparaṃ mahāmate pañcābhisamaya-gotrāṇi katamāni pañca yad uta śrāvaka-yānābhisamaya-gotraṃ pratyekabuddha-yānābhisamaya-gotraṃ tathāgata-yānābhisamaya-gotraṃ aniyataikatara-gotraṃ agotraṃ ca pañcamam /

Cf. 常盤1994: I 64-66; 安井1976: 56-57.

注69 典拠の確認はできていない。Sherburne 1983: 68-69, note 10 は続く「その劫の次に私が生じない六十劫が生じるであろう」という引用までを彼のテキストからのものとし、そのテキストは *Abhisamayālamkāra-prajñāpāramitopadeśasāstra-urti-durbodhālokanāmaṭīkā* (Tib. P. No. 5192) からのものとするが、そのアドレスまでは指摘されていない。

あり、それに依存するものであるから、その別解脱の律儀がまず最初に示される。

このように入る順番を作成しても、以前の[生において]大乘の習気が存在しなかった者たちには、別解脱の七部のうち適切な律儀が先行するのである。以前の大乘の習気がない人たちにはその律儀は生じないものでもある。それ故に根本テキストに、

部分はあるが、他の者にはない。[BPP 82]

ということもよく示しているだろう。本文に入るべきである。すなわち、

別解脱を七部として如来がお説きになられた中、吉祥なる梵行が最高のものであり、比丘の律儀とお認めになられている。[BPP 83-86]

と言い、「七つの部分のうち比丘の律儀は共通ではない」と私は思う。[ここに対論者が]言う。すべての律の文献と、聖なる阿羅漢たちが著した『発智論』^{注70}などと、他の者たちが著した『[阿毘達磨]大毘婆沙論』^{注71}と、その意味を親愛をこめてまとめた『阿毘達磨俱舍論』^{注72}における八つの部分^{注73}となしたものをここで七つに解説をしたものが、どのように言えば真実なのであろうか。すなわち

注70 Kātyāyanīputra, *Jñānaprasthāna*. Chin. T. No. 1543, 1544; re-Skt. Śāsnti Bhikṣu Śāstrī *Jñānaprasthāna-śāstra of Kātyāyanīputra*, Santiniketan 1955. Cf. E. Gerow and K. H. Potter, in Potter 1996: 417-449.

注71 Tib.: Bye brag tu bshad mdzod chen po. Chin. T. No.1545, 1546. Cf. 塚本1990: 66.

注72 Abhidharmakośa. Cf. 塚本1990:72-96.

注73 AKBh: 205.18-21 (舟橋 1987:121) :

aṣṭadhā prātimokṣākhyāḥ /

bhikṣu-saṃvaro bhikṣuṇī-saṃvaraḥ śikṣamaṅgā-saṃvaraḥ śrāmaṇera-saṃvaraḥ śrāmaṇeri-saṃvaraḥ upāsaka-saṃvara upāsikā-saṃvara upa-vāsa-saṃvaraś ca / eṣo 'ṣṭavidha-saṃvaraḥ prātimokṣa-saṃvara ity akhyāyate / nāmata eṣo 'ṣṭavidhaḥ /

その文献にそのように解説されていたとしても、聖アサンガによる『瑜伽師地論』のすべてのテキストと、「戒品」には七つの部分として述べられている^{注74}。聖アサンガは、法の継承の三昧を得た、第三地の菩薩であり、『聖マンジュシュリー根本タントラ』に次のように、

アサンガは聖なる人であり、彼による論書は真実であると知るべきである。^{注75}

と言われ、また尊者マイトレーヤに直接すべての蔵を聞いた方であり、これを誰が疑おうか。そのような偉大な衆生を嫌悪し、嫌疑するならば、自分自身をみじめにしている。師である尊者ポーディパドラも『〔菩薩〕律儀二十細疏』に次のように、

そして律儀戒は別解脱の七部の律を守ることである。そして、比丘と沙門と、比丘尼との区別により、出家の方は五種類である。在家の方は二種

注74 前注 53 を参照。

注75 *Mañjuśrīmūlakalpa*, ed. by Gaṇapatti Śāstrī 1925: 617.5 (Vaidya 1964: Vol. 2, 482):

saṅganāmā tadā bhikṣuḥ śāstra-tattvārthakovidah /

同タントラの成立に関しては、『松長有慶著作集第1巻 密教經典成立史論』(1998年、法蔵館)、pp.315-330 を参照。本偈が収められている第53章に関しては、前田崇「〈Mūlakalpa〉五十三章とBu-ston〈Chos-ḥbyuñ〉」(『天台学報』18, 1976年, pp.126-132)、同「〈Mañjuśrīmūlakalpa〉53章蔵梵固有名詞索引」(『大正大学大学院論集』1, 1977年, pp.1-22)がある。後者は、そこに引用されている人名などの索引であり、本偈を探すのに非常に助かった。なお、ディーバンカラシュリージュニャーナは *Madhyamakopadeśa Ratnakaraṅḍodghāṭā* (Tib. No. 3930, Ki 114b6-7) においてナーガールジュナの出現を預言するテキストとして本テキストからの偈頌が引用されている(宮崎 1993: 27 参照)。このナーガールジュナの授記に関する部分は、ツォンカバや後のチベット文献ではたびたび引用されている(J. I. Cabezon, *A Dose of Emptiness*, Albany 1992: 24-25 and note 6) が、RKU がこれらの文献に影響を与えているであろうか。

17 ディーバンカラシュリージュニャーナの【菩提道灯論細疏】和訳（3）（望月）

である。すなわち、優婆塞と優婆夷との区別による。一日の学ぶべきことは難行ではなく、欲望による性的行為をなすことなく、しばらくの間〔性的な〕結合もしないので、これは別解脱の部分として適切ではないと説かれては^{注76}いない。

とお説きになられている。その師は菩薩藏の律を保つ偉大な方であり、聖ナーガールジュナと軌範師シャーンティデーヴァのそれぞれから継承した言葉の教義があるものであるから、その偉大な賢者に従うべきである。

それら別解脱の七部をここに少し述べるべきである。すなわち、優婆塞は二種類である。欲望による性的行為を捨てた者と、自らの妻を捨てる者^{注77}とである。その両者に共通な学ぶべきことは、次の通りである。すなわち、根本の過犯となる四つと〔飲〕酒を捨てることである。ある者は、「誤った見解を捨てることである」と言う。このうち、〔飲〕酒について律師たちは「本質的な罪である」と主張し、アビダルマ論師たちは「所有する罪である」と言う。それらの詳しい教義は、^{注80}ここでは捨てられる。

そのように、五つの学ぶべき根本と、それらの部分に属する学ぶべき四十五の基本がある。〔これらの〕五十の学ぶべきことをそなえた優婆塞には過失がない。同じように沙門の律儀となったものはこうである。すなわち懺悔をすることと、〔戒に〕縛られるべきことと、過失がないこととである。

比丘の学ぶべきことは二百五十三^{注81}である。そのうち二十七が懺悔をすべきこ

注76 *Samvaraviṃśakapañjikā* Tib. D. Hi 186b2-4.

注77 Cf. AKBh, pp.217.20-218.7; 舟橋1987: 188-191.

注78 四波羅夷法のことか。前注57参照。

注79 Tib.: mngon pa dag.

注80 Cf. AKBh, pp.218.14-219.9; 舟橋1987: 192-194.

注81 253という戒の条項をあげる文献に関しては、確認できていない。近いものとしては、『五分律』(251)、『四分律』(250)がある。また *Mahāvīyutpatti* は255項目をあげている。これら条項の数の比較研究については、平川1970: 430-441 を参照。Cf. Sherburne 1983: 82, n. 15.

とである。二百十三は縛られるべきことである。十三は過失がないことである。十三を除いた残りの二百四十を守っている罪のない沙門は戒をそなえており、清浄であり、比丘尼に関しては、六法と随順する六法をよく守ることである。すなわち比丘尼は清浄である。同じように比丘も正しい法の通りの律文献に説明されるままの学ぶべきことがよく完成しており、比丘は清浄である。同じように比丘尼も学ぶべきことの五百の基本をそなえており、清浄^{注82}である。

それらも様々な部派である。すなわち、次のように大衆部と、説一切有部と、上座部と、正量部^{注83}である。それらも十八としてある。次のように〔ヴィニータデーヴァにより^{注84}『異部説集』に〕、

東山部(Pūvaśāila)^{注85}、西山部(Aparaśāila)^{注86}、雪山部(Haimavata)^{注87}、出世説部(Lokottaravādin)^{注88}、施設部(Prajñaptivādin)^{注89}の五つが^{注90}大衆部(Mahāsaṃghika)である。

根本〔説一切有〕部(Mūlasarvāstivādin)^{注91}、迦葉部(Kāśyapiya)^{注92}、法護部(Dharmaguptaka)^{注93}、化地部(Mahīśāsaka)^{注94}、分別説部(Vibhajya-

注82 比丘尼戒の条項が五百という伝承に関しては、平川1970: 491-492 を参照。これによると、律蔵で「五百戒」という語が見られるのは『摩訶僧祇律』(Chin. T. No. 1425, p.548a) だけである。

注83 これらの四つの部派が十八に分裂した伝承は、根本説一切有部によるものである。Cf. 塚本1966: 428-430.

注84 *Samayabhedoparacanacakra Nikāyabhedopadarśanasamgraha*. Tib. P. No. 5641.

注85 Bareau 1955: 99-103.

注86 Bareau 1955: 104-105, 高井1978: 74-79.

注87 Bareau 1955: 111-113, 高井1978: 88-96.

注88 Bareau 1955: 75-77, 高井1978: 54-57.

注89 Bareau 1955: 84-86, 高井1978: 67-74.

注90 Bareau 1955: 55-74, 高井1978: 29-51.

注91 Bareau 1955: 153-154, 高井1978: 79-87.

注92 Bareau 1955: 201-203, 高井1978: 152-158.

注93 Bareau 1955: 190-200, 高井1978: 143-152.

19 ディーバンカラシュリージュニャーナの【菩提道灯論細疏】和訳(3)(望月)

vādin)^{注95}、多聞部(Bahuśrutīya)^{注96}、紅衣部(Tamraśāṭīya)^{注97} [の七つが説一切有部(Sarvāstivādin)である]。

大伽藍部(Mahāvihāravāsin)^{注98}、祇多林部(Jetavanīya)^{注99}、無畏部(Abhayagirivāsin)^{注100}の三つが上座部(Sthavira)^{注101}である。

商拘梨柯部(Kurukullaka)^{注102}、不可棄部(Avantaka)、犢子部(Vātsīputrīya)^{注103}の三つが正量部(Saṃmatīya)^{注104}である。^{注105}

[と言われる。] また、ある文献には、

この同じ在り方から、その施設部が説一切有部に合わされる。正量部には犢子部と商拘梨柯部と不可棄部がある。^{注106}

と言われる。またある文献には、

迦葉部、法護部、化地部、根本[一切有]部と、東山部、西山部、雪山部、部分差別部、施設部、出世説部と、

紅衣部、多聞部、不可棄部、商拘梨柯部、犢子部と、祇多林部、無畏部、大伽藍部とである。四と六と五と三部であり、区別が十八種認められる。

そのように、十八の部派が認められ、釈迦の獅子の示したものは存続するが、行くその師の以前の行為により、対象や、規範師の区別と、見解の

注95 Baret 1955: 167-180.

注96 Baret 1955: 81-83, 高井1978: 61-66.

注97 Baret 1955: 204.

注98 Baret 1955: 205-240.

注99 Baret 1955: 244.

注100 Baret 1955: 241-243.

注101 Baret 1955: 110.

注102 高井1978: 57-61.

注103 Baret 1955: 114-120, 高井1978: 96-113.

注104 Baret 1955: 121-126, 高井1978: 114-127.

注105 寺本 1935: 35-36, 塚本 1966: 429.

注106 典拠の確認はできていない。たいていの文献では施設部は大衆部から分派しており、これを説一切有部に入れている点がこの文献の特色である。

区別が種々なる原因によりそれらは種々に作られたが、説いた人が種々であるのではない。^{注107}

[と言われる]。これらの見解と戒の設定はそれぞれの大きな文献を見るべきである。^{注108}

根本[偈]が解説されるべきである。すなわち、「梵行」とは、酒や女性といった対象が捨てられることである。そのように酒による過失もそれぞれの聖典と、それぞれの経典を見るべきである。女性の過失も大乘と小乗の経典や聖典を見るべきである。すなわち、世尊により『七淫欲を示したという小乗経』に、

バラモンよ、ここにある者が私に梵行を約束した。女性と二人での性交がなくとも、女性の身体を眼で見て、その服装に執着し、女性と一緒に遊び、おしゃべりを享受し、女性が尊敬することを領受し、壁により隔てられ、幕により隔てられた女性の飾られた姿や、歌や、踊りや、音楽を享受し、他者が五欲楽をそなえているのを見てから享受することと、天などの場所に梵行をむけることもそれと同じであり、梵行が清浄ではない。^{注109}

注107 Cf. *Bhikṣuvarṣāgraprccchā*, *Dīpaṃkaraśivjñāna tr.* Tib. P. No.5649, *Varṣāraprccchāsūtra*, Tib. P. No.5643, U 79a4—b2. Cf. 塚本1966: 430.

注108 部派分裂に関する研究としては、上記注に引用のもの他に、N. Dutt, *Buddhist Sects in India*, Varanasi / Delhi 1977; 武邑尚邦『インド仏教教学』(法蔵館, 1995年), pp.124-206 などがある。

注109 *Saptamaithunasamyuktasūtra* in Sik: 76.9-15 (Bendall 1981: 81):
ayam ucyate brāhmaṇa brahmacāri saṃyukto maithunena dharmeṇa
na viṣamyuktaḥ / aparīśuddhaṃ brahmacāryaṃ carati / evaṃ
mātrgrāmeṇa sārđhaṃ saṃkrīdataḥ saṃkilikilāya-mānasya āśvāda-
yataḥ aparīśuddhaṃ brahmacāryam uktam / evaṃ mātrgrāmopa-
sthānam āśvādayataḥ / evaṃ tirāḥkuḍyagatasya tirodūṣyagatasya vā
mātrgrāmasya nṛtagitādisābdam āśvādayato maithunasamyogam ity
uktam / evaṃ pañca-kāma-guṇa-samarpitam param avalokyāśvāda-
yataḥ / evaṃ devādisthāneṣu brahmacārya-pariṇāmanāt saṃyukto
maithunena dharmeṇa na viṣamyukta iti /

Cf. Michael Hahn, *Das Saptamaithunasamyuktasūtra, ein Sūtra des Ekottarikāgama*, in: *Beiträge zur Indieforschung*, ed. by H. Härtel, Berlin 1977, pp.205-224. M. Hahn は、この引用は経典から直接になされたものではなく、Sik に引用されたものを引いてきたとしている。同経のパリー・テキスト(*Āṅguttara-Nikāya*, E. Hardy ed., Vol. IV, pp.54-55)と漢訳(Chin. T. No. 125, pp.714c-715a)とのパラレルに関しては同論文を参照のこと。

とお説きになられており、大乘經典の『〔觀自在所問〕七法經』にも、

考察によっても欲望に依存することをなさなければ、二根により合わされることをどうして言おうか。^{註110}

とお説きになられている。概して欲望の過失は『優陀延王所問經』^{註111}と『欲望教誡經』^{註112}より知るべきである。

それ故に梵行ではないものを梵行のように示す者は、沙門の印や特徴による我慢を起こしているのだ、在家の菩薩で法に従って完成した者たちに対して出家の考えで輕蔑しており、偽善者で、泥棒のようである。すなわち經典に、

泥棒が食べる。泥棒が飲む。^{註113}

などとお説きになられている。

そのように罪をもつ比丘と沙門は天と人との塔となるその赤黄色い袈裟を取ってはならない。すなわち「法衣が燃え、鉢が燃える」と説明される。次のように『仏藏滅破戒經』に、

戒を破る比丘は、教師の赤黄色い宝幢をほんの僅かな指をはじく瞬間でさえ保たれない。^{註114}

と説かれており、この過失については『聖迦葉品』^{註115}などそれぞれの經典を見るべきである。その同じ過犯をもつ沙門について、「大乘の教説とその大道に入るべきではない」と考える。そのような罪により触られず、清浄なものが「梵行」と言われる。

註110 Tib. P. No. 817, Nu 294a4. Cf. Eimer 1978: 180.

註111 *Udayanavatsarājaparipṛcchāsūtra*. Tib. P. No. 760.29.

註112 Sherburne 1983: 204 は “*Kāmāpavādakasūtra* (Toh. 4523?)” とする。

註113 典拠は未確認。

註114 *Buddhapiṭakaduḥśīlanīgrahīsūtra*, Tib P. No. 886. Sherburne 1983: 83, n. 22 は、Tib. P. No.886, Vol.35, p.55.2 の「破戒品」を指摘するが、典拠の確認はできていない。

註115 KP [134]において、四種類の破戒者に関して述べられている(長尾雅人「迦葉品」『大乘仏典 9 宝積部經典』中央公論社、1974年、pp.99-100)。

優婆塞と沙門と正学女よりも完全なので、

比丘の律儀とお認めになられている。[BPP 86]

と言う。すなわち「比丘の律儀が清浄である者は、大乘の根本が完全であり、特別に優れたものである」と世尊はそのようにお認めになられている。^{注116}「比丘」とは、動議と四つの羯磨により受戒した者である。それも次のように、羯磨は四つである。すなわち動議の羯磨と、動議と二度の羯磨と、動議と四度の羯磨と、三度の羯磨を述べた羯磨とである。それら四羯磨も、根本の二つに依存している。すなわち衆生として数えるものと、衆生ではないものと数えるもの^{注117}である。

そのうち衆生として数える羯磨は、許可され、受戒を完全にし、人に意を随従し、墮ちることから助け出され、隔離と、追放と、安居を同意し、七・二十・四十日の間賞賛し、衆生利益をし、処罰される行為であるものが、衆生として数える根本の羯磨である。

衆生として数えない羯磨は、法衣や鉢の使用と、袈裟座具 (kaṭiṇāstara) の使用と、与えられない法衣を取ることと、境界を結ぶことと、在家に意を随従することと、そのような根本の行為が、衆生として数えない羯磨である。

それらの羯磨^{注118}も、二人の集まりによりなされるものと、四人によりなされるものと、五人によりなされるものと、十人によりなされるものと、二十人によりなされるものと、四十人によりなされるものと、サンガに従う者によりなされるものである。そのうち二人の集まりによりなされる行為は、比丘のサン

注116 Cf.小玉1969: 103.

注117 Cf. 佐藤密雄『原始仏教教団の研究』(山喜房仏書林1963), pp. 195-246; 平川1964: 490-505; 佐々木 閑『出家とはなにか』(大蔵出版, 1999年), 76-77.

注118 Cf. 山極伸之「根本説一切有部律健度部の研究(2)」(『仏教史学』32-1, 1989年), pp.34-35; 片山一良「伝統仏教の比丘戒律 -序篇-」(『駒沢大学仏教学部論集』25, 1994年), p.34.

ガの前で三度述べられる懺悔の行為により過犯や、罪過の罪を告白することである。四人によりなされるものは、四つの粗罪の前で懺悔することである。十人によりなされるものとは中央地域において受戒を完成する行為である。五人の集まりによりなされる羯磨は、辺境地域で受戒を完成する行為である。二十人の集まりによりなされる羯磨は、サンガのすべてから生じる行為である。四十人によりなされる羯磨は、比丘尼が受戒を完全にすることを示す行為である。サンガに従う者によりなされる羯磨は、結界の行為と布薩(ṣoṣadha)^{注119}の行為と自恣(pravāraṇa)と他のそのようなものと同じ行為である。

説一切有部の律師である尊者ダルマトラータ^{注120}、尊者ゴーシャカと、尊者ヴァスミトラ^{注122}、尊者ブッダデーヴァと、尊者プールナ^{注124}と、偉大な賢者ヴァスバン

注119 龍口明生「阿含經典に見られる布薩の研究」(『仏教学研究』53, 1997)を参照。
 注120 三枝1987: 159-160; 塚本1990: 69-70。彼に帰される著書として『雜阿毘曇心論』(Chin. T. No. 1552)がある。

注121 Cf. J. van den Broeck, *La saveur de l'immortel (A-p'i-t'an Kan Lu Wei lun)*, Louvain 1977; R. Kritzer, Ghosaka, *Abhidhamāṃṛta*, in K. H. Potter ed., *Encyclopaedia of Indian Philosophies*, Vol. VII: *Abhidharma Buddhism to 150 A.D.* Delhi, pp.489-509, 三枝1987: 84。彼の著書としては『阿毘曇甘露味論』(Chin. T. No. 1553, re-Skt. Śānti Bhikṣu Śāstri *Abhidharmāmṛta of Ghosaka*, Santiniketan 1953)が現存し(塚本1990: 67-68)、また『大毘婆沙論』においては彼に対する言及が多く見られる。

注122 三枝1987:35-37。これによると、14人の Vasumitra があげられているが、ここで言及されるのは(2)の『大毘婆沙論』の中で主要な位置を示す者である。彼に帰される著書としては『阿毘達磨界身足論』(Chin. T. No. 1540, 塚本1990: 62)、『阿毘達磨品類足論』(Chin. T. Nos. 1541, 1542, 塚本1990: 64)、『尊婆須蜜菩薩所集論』(Chin. T. No. 1549, 塚本1990: 67)などがある。『阿毘達磨品類足論』は、その第1章が『五事論』として存在する(Chin. T. Nos. 1555-1557; J. Imanishi, *Das Pañcavastukam und die Pañcavastukavibhāṣā*, 2 Bände, Göttingen 1969, 1975)。なお、BMDPの著者が『異部宗輪論(Samayabhedoparacakra)』(Tib. P. No. 5639; Chin. Nos. 2031-2033)の著者と同一人物と見ていたのかは不明である。

注123 三枝1987:223-224。『大毘婆沙論』に引用される論師であるが、彼に帰される論書は伝わっていない。

注124 Tib.:bsam rdzogs。彼が誰なのかは、不明である。Lokesh Chandra, *Tibetan-Sanskrit Dictionary*, repr., 1990 Kyoto, p.2509b には "pūrṇamanoratha" という用例が見られるので、*Abhidharmadhātukāyapādaśāstra* (Chin. T. No. 1540)の著者(ただし中国の伝承では著者は Vasumitra である。Cf. 塚本1990: 62; Takakusu 1905: 108-111)「プールナ」としておく。しかし彼の名称に対するチベット語は "Gang po" であり、他の論師のことである可能性もある。

ドゥと、長老グナプラバ^{注125}と、尊者シャキャプラバ^{注126}などが、十種による受戒を完全にしている。すなわち [『俱舍論』に]、

出家者とは、仏と独覚である。確実に入る者は、五つの依処である。「比丘よ、来なさい」と言う者は、ヤシャなどである。教師として認められる者は、マハーカーシャパなどである。質問を喜ぶ者は、ソーダーインなどである。師の教えを保つ者は、マハーブラジャーパティである。伝道をする者は、ダルマディンナーである。律師に属さない五人が、辺境の者である。十衆による者が、中央の者で、帰依を三度述べるのが、六十の善妙なる衆で、[彼等が] 受戒を完全にしている。^{注128}

と言われる。

注125 三枝1987:75-76. 彼の著書としては、*Vinayasūtra* (Tib. P. No. 5619), *Ekottatarakarmasāta* (Tib. P. No. 5620), *Vinayasūtravṛtti Abhidhāna-svavyākhyāna* (Tib. P. No. 5624), *Vinayasūtravṛtti* (Tib. P. No. 5624), *Bodhisattvaśīlaparivartabhāṣya* (Tib. P. No. 5546) がある。

注126 彼の根本説一切有部に関するテキストはチベット大蔵經におさめられている。Cf. Tib. P. No.5626, *Mūlasarvāstivādiśrāmaṇerakārikā*; No. 5627, *Sarvāstivādiśrāmaṇerakārikāvṛtti-prabhāvatī*.

注127 同じ著者の RKU には、「軌範師ダルマトートラと軌範師ブツダデーヴァとヴァスミトラと Yid 'ong? たちが声聞の毘婆沙師の聖典を詳しく解説された。軌範師カティヤーナラクシタとダルモツラと先のヴァスバンドゥなどは声聞の經量部の著作を著しにられた」とある(宮崎1993: 20)。アビダルマの論師に対する区分として、BMDPでは説一切有部の論師とするのに対して、RKUは後代のチベットの宗義書にみられる毘婆沙師と經量部とする点が多少気になる。

注128 AKBh, p.212.4-9 (舟橋1987: 155-156):

svayaṃbhūtena buddhānāṃ pratyekabuddhānāṃ ca niyāmaṅvakraṅtyā
pañcakānāṃ ehi bhikṣukayā yaśaḥ prabhṛtināṃ śāstur abhyupagamaṇ
mahākāśyapasya praśrārādhanaṇa sodāyinaḥ gurudharmābhyupagamena
mahāprajāpatyāḥ dūtena dharmadinnāyāḥ vinaya-dhara-pañcamena
pratyantimeṣu janapadeṣu daśavargeṇa madhyeṣu janapadeṣu śaraṇa-
gamaṇaṃ traivācikenā ṣaṣṭibhadravargapūgopasampāditanāṃ iti teṣāṃ
nāvaṣyaṃ vijñāpty-adhinaḥ prātimokṣa-saṃvaraḥ /

Cf. 本庄良文「シャマタデーヴァの伝える阿含資料 - 薬品(1)-」(『神戸女子大学紀要』26-1, 1993), pp.182-185.

比丘は四種である。すなわち、名前だけの比丘と、自称比丘と、乞食による比丘と、煩惱を制圧した比丘とである。^{注129} 現在では、清浄なる戒の比丘はともまれである。すなわち規範師シャーンティデーヴァが[[「入菩薩学論」に]、

説かれたものの根本となるものは、比丘たることであって、比丘たることも得難いものである。^{注130}

とお説きになられているので、「学ぶべきことを弱めた比丘で、損なわれ、引き裂かれ、汚され、壊され、完全ではない比丘よりも、清浄なる沙門が大乗の器として賞賛される」と師たちは繰り返し述べている。

また[根本偈を]解説をするべきである。すなわち「律儀」とは、破戒の流れを取り除き、制御することである。さらに次のように、何から得るのかと、どのように得るのかと、律儀を得る時と、どのように取るのかと、どのように捨てるのかと、その本質と、過犯が生じる原因と、過犯が生じない原因と、過犯より退くこととである。

「何から得るのか」などと言う意味は、律師に問い、文献を見るべきである。

注129 AKBh, Pradhan 1967: 223.15-16:

caturvidho bhikṣuḥ / saṃjñā-bhikṣuḥ pratijñā-bhikṣur bhikṣata iti
bhikṣur bhinna-kleśatvāt bhikṣuḥ / asmimstvarthe jñapti-caturtha-
karmopasaṃpanno bhikṣur iti /

Cf. 舟橋1987: 223-224. 本庄良文「シャマタデーヴァの伝える阿含資料 - 業品(2)-」(『教育諸学研究論文集』7, 1993), pp.100-101 によると、この引用は『十誦律』(Chin. T. No. 1435, p.2ab) からのものである(Pāsādika 1989: 80, 本庄1984: 60-61)。

BCAP, Poussin 1901: 436.8-9 (Vaidya 1988: 213.3-4):

tatra saṃjñā-bhikṣuḥ / pratijñā-bhikṣuḥ / bhikṣuṣaṣilo bhikṣuḥ /
jñapti-caturtha-karmaṇopasaṃpanno bhikṣuḥ / bhinna-kleśo bhikṣur
iti pañca-prakāro bhikṣuḥ / tatra caturtha-pañcamam dvayam agrtham /

Cf. 塚田貫康「入菩提行論細疏第九章試訳」(『大崎学報』148) p.71. BMDP には「白四羯磨具足の比丘」に関する言及はなく、四種類である。BMDP の著者はこの直後にBCAを引用するが、BCAPよりもAKBhの方を参照していたように思える。律文献における典拠に関しては、平川1993: 173-184を参照。

注130 BCA IX. 45ab: śāsanam bhikṣutā-mūlam bhikṣutaiva ca duḥsthitā /

どのように捨てるのかと言えば、別解脱の律儀を捨てる原因はたくさんである。すなわち、有智者の前で学ぶべき基本を故意に与えたり、共通部分を捨てたり、波羅夷が生じたり、二つの特徴が一時^{#131}に生じたり、善根を断じたりすることである。何故にその律儀を捨てる原因であるのかと言えば、本当に捨てると思うことが生じ、依処を投げ捨て、過犯に相応する原因が生じ、依処を損ない、根本が朽ちることである。またある律師は、

一つの過犯が生じたので、すべてのものが捨てられるであろう。

と言う。ある者は、

正法が沈むときに捨てられる。

と言う。説一切有部の律師は次のように、

一つの過犯が生じたことにより、残りを捨てることはない。そこには、律儀と律儀ではないものの二つがある。ある人に財産もあり、負債もあるようなものである。その過犯を告白したならば、彼は戒をそなえており、律儀がないのではない。

と言う。[男女の]特徴が変わることについては、前にはなかった律儀も捨てず、すでに得たものも捨てないことになる。正法が沈んだ際もそれと同じである。死により捨てることも、次のように身体は同じでなく、それと結合もされず、律儀を憶えていないからである。それらは規範師ヴァスバンドウ^{#132}に従った

注131 Sherburne 1983:85, n.34 によると、これは「性的特徴」である。

注132 AKBh: 222.27-32 (舟橋1987:221-222):

prātimokṣa-damatyāgaḥ śikṣā-nikṣepaṇāc cyuteḥ /
 ubhya-vyañjanotpatter mūlac chedān nisātyayāt //
 dāmyantyaneneti damaḥ saṃvaro 'bhipretas tenendriya-damanāt /
 caturbhiḥ kāraṇaiḥ prātimokṣa-saṃvarasya tyāgaḥ / sthāpayit-vopa
 vāsam / śikṣāpadānāp vijñā-puruṣasyāntike
 pratyākhyānādāśayataḥ nikāya-sabhāgatyaḡāt yugapad-ubhaya-
 vyañjana-prādurbhāvāt kuśala-mūla-samucchedāc ca / upavāsa-
 saṃvarasya tvebhiś caturbhirārātrikṣayāc ca / tān yetāny abhisamasya
 pañca tyāga-kāraṇāni bhavanti /

ものから解説される。その文献ではない見解もたくさんあるが、ここでは脇におかれる。

〔律儀の〕本質も律の文献と、自らの部派の律の保持者に聞くべきである。

過犯が生じる原因は二つである。すなわち、なすべきことをなさないことと、なすべきではないことをなすことである。さらに四つある。すなわち、知らないことと、尊敬していないことと、放逸と、大きな煩惱である。

過犯が生じない原因は五つである。すなわち諸根の門を抑制すること^{注133}であり、座ることと、食物の量を知ること^{注134}、夜の始めの部分と終わりの部分に眠らずにヨーガに努めること^{注135}、智のままに行うこと^{注136}、記憶を保つことと、不放逸と、僅かな罪さえ恐れて見ること^{注137}、正しい在り方の心が第一の原因である。優婆塞の在り方を大部分見ること、師や梵行を行う者や、説かれたものを喜ぶ天たちや、賢い人や、世間の者たちにより非難されるだろうと思うことと、自分自身を考察してから赤面や羞恥心があることが第二の原因である。少しの目的と、少しのなすべきことと、少しの行為の完成が第三の原因である。在家と出家を混合せずに生活することと、過犯と過犯でないものに対して賢く、善なる方向に努力することが第四の原因である。初学者や、正気でない者や、眠り込んだ者や、心が乱れた者や、感覚器官が損なわれた者〔の過犯における過ちを減少すること^{注139}〕が、第五の原因である。

注133 声聞地1998: 100-115.

注134 声聞地1998: 116-149.

注135 声聞地1998: 150-171.

注136 声聞地1998: 172-211.

注137 声聞地1998: 66-68.

注138 これらの項目は、同じ著者のその他のテキストでも列挙されている。Cf.

Bodhisattvamañyāvalī 5-8, Dargyay 1987: 17; *Vimalaratnalekha* 17-20, Dietz 1984: 304-305.

注139 これらのネガティブな要素が過犯を起こさない原因になるとは思えず、ここには省略が想定される。Sherburne 1983: 78, は "[reduces culpability in transgression]" と補っている。

過犯より退くこととは三つである。五つの後悔を起こすことと、五支によりまとめられた不放逸と、五相による後悔を取り除くことである。

五支によりまとめられたものは、『声聞地』¹⁴⁰を見るべきである。

五つの後悔を起こすことは、ここにある者に過犯が生じたならば、次のように「自分自身におけるこの根本により戒が損なわれるだろう」と思うことと、「教師や梵行を行う賢者たちにより非難されるだろう」と思うことと、「天たちにより非難されるであろう」と思うことと、「辺境までにおいて罪をもつ人により知られ、不適當な語や言葉で述べられるだろう」と思うことと、「この不善根により私は身体を滅ぼしてから悪趣に生まれるならば、適當ではない」と思う後悔が生じることである。

五相による後悔を取り除くことは、「世尊は根本をもち、出離をもつ法を示したので、過犯より退く方法がある」と思うことと、「無知や、放逸や、尊敬しないことや、大きな煩惱により過犯が生じたことを知らないことから、それらの四つが生じる」と思うことと、「過犯のために過犯を起こすべきではないから、意樂をなした後に発心する」と思うことと、「梵行をなす賢者たちの前でよく懺悔した」と思うことと、「私はよく説かれた法の戒から出家した後に、学ぶべきことが矛盾するならば、その後悔することは正しくも適切でもないが、私は世尊が後悔の流れの障害の場を多くの異名とともに非難し、断じられた法であるものがたくさんあることを容認し、排除するものを、排除しないでいることは私が喜ぶことでもいいものでもない」と思ってから、後悔を排除することである。

またそれぞれの部派の独自の律より生じる方法により告白するべきである。

注140 典拠は未確認である。Sherburne 1983: 85, n.36 は『善薩地』の「戒品」をあげるが、文意が異なっている。

また、私が著した『過犯懺悔儀軌』^{註141}のその詳しい方法により告白するべきである。四半月に別解脱経を繰り返し、布薩をよく精進するべきである。比丘戒の学ぶべきものをそのように努力することが、過犯をよく知ることであり、過犯より確実に出離することをよく知ることである。自分自身が清浄で、きれいで、汚れがなく、罪がないので、後悔がない。彼は在家から家がない[状態である]出家をしてから、よく説かれた法の戒を損なったり、壊したり、引き裂いたり、汚したり、不浄にしたりせずに、[それを]よく守り、十二頭陀行と、沙門の十七の莊嚴^{註143}により飾ってからいる者が、本当の沙門であると思ってから、

注141 Tib. D. No. 3974, P. No. 5369. 和訳に関しては、拙稿「Dīpaṃkaraśrījñāna の *Karmāvaraṇaviśodhanavidhibhāṣya* について」(日本印度学仏教学会第50回 学術大会発表資料)、pp32-33 の[付論]を参照のこと。

注141 Jean Dantine, *Les Qualités de l'ascète (Dhutagūṇa)*, Bruxelles 1991; 阿部慈園「般若経の頭陀支」(『高崎直道博士退暦記念インド学仏教学論集』春秋社, 1987年)によると、頭陀支を12項目とするのは、大乘の系統に見られるものであり、パーリ文献の系統は13支である。前者を *Aṣṭādaśāsāhasrikā-prajñāpāramitāsūtra* に従って列挙すると次の通りである：(1) 糞掃衣支(pāṃsukūlika), (2) 三衣支(traiśivarika), (3) 常乞食支(piṇḍapātika), (4) 一坐食支(ekāsanika), (5) 一鉢食支(prāptapiṇḍika), (6) 時後不食支(khalupaścādbhaktika), (7) 阿蘭若住支(āraṇyaka), (8) 樹下住支(vṛkṣamūlika), (9) 露地住支(ābhyavakāśika), (10) 塚間住支(smāśānika), (11) 隨得敷具支(yāthāsamstarika), (12) 常坐不臥支(naiśadyika). Cf. G. Sasaki, *Vimuktīmārga Dhutangānirdeśa*, Kyoto 1958; 早島鏡正『初期仏教の社会と生活』(岩波書店, 1964年), pp.68-95. なお、同じ著者の MS (Tib. D. No. 3961, Gi 96a2-101a5) にも頭陀支に関する律からの引用が見られる。Cf. 声聞地1998: 275-286.

注143 Cf. 声聞地1998: 268-269:

śramaṇālamkārah katamaḥ / tadyathaikatyaḥ śrāddho bhavati,
 aśaṭhaḥ, alpābādhaḥ ārabdha-vīrya-jātiyaḥ, prajñāḥ, alpeccahaḥ,
 saṃtuṣṭaḥ, supoṣaḥ, subharaḥ, dhuta-guṇa-samanvāgataḥ, prāsādikaḥ,
 mātrajñāḥ, sat-puruṣa-dharma-samanvāgataḥ, paṇḍita-liṅga-sam
 anvāgataḥ, kṣamaḥ, sūrataḥ, peśalaś ca bhavati //

すなわち(1)正信であること、(2)無諂曲であること、(3)無病であること、(4)発精進性であること、(5)智慧があること、(6)少欲であること、(7)知足であること、(8)養い易いこと、(9)満足しやすいこと、(10)頭陀の徳性をもっていること、(11)端正であること、(12)量を知ること、(13)正しい人の法をもっていること、(14)賢者の特相をもっていること、(15)忍耐強いこと、(16)柔和であること、(17)温和であることとである。

吉祥なる梵行をそなえた比丘の律儀としてお認めになられている。

[BPP85-86]

と言う。それ故に尊者マイトレーヤが、

罪過や、生じることをともなうことや、出離や、人や、そなえることや、
区別による確定されるので律の法である。^{注144}

と『[大乘] 莊嚴經論』にお説きになられている。声聞乗の機会^{注145}を完成した。

参考文献と略号(前稿に続く)

- AA *Abhisamayālamkāra*. Stcherbatsky 1977. に訂正。
- Bureau 1954 André Bureau, Le cycle de la formation des schismes. *JA* 1954, pp.235-266.
- Bureau 1955 Id, *Les sectes bouddhiques du petit véhicule*. Paris.
- Bureau 1956 Id, Trois traités sur les sectes bouddhiques. *JA* 1956, pp. 167-200.
- Dargyay 1987 Geshe Lobsang Dargyay, *Atiśa's (Juwelenkranz des Bodhisattva)*. 2. Auflage. Rikon.
- 藤田1983 藤田光寛『菩薩律儀二十』について『中川善教先生頌徳記念論集 仏教と文化』, pp.255-280.
- 藤田1989 Id., 「〈菩薩地戒品〉和訳(1)」『高野山大学論叢』24, pp.31-51.
- 舟橋1987 舟橋一哉『俱舍論の原典解明 一業品一』法蔵館。
- Gnoli 1961 Raniero Gnoli, *Nāgārjuna: Madhyamaka Kārikā. Vighrahyāvartanī, Catuḥstava*. Torino.
- 早鳥1985 早鳥理『経律論 - MAHĀYĀNASUTRĀLAMKĀRA 第XI章 第1

注144 MSA XI.4, Levi 1983: I.54, II.100, 宇井 1961: 194:

āpatter utthānād vuythhānān niḥsrteṣ ca vinayatvaṃ /
pudgalataḥ prajñapteḥ pravibhāga-viniścayaḥ caiva //

なおこの箇所は、早鳥 1985 において詳細に論じられているので、そちらを参照していただきたい。

注145 ディーバンカラシュリージュニャーナは、この「別解説」に関するセクションを大乘の概念とは異なるものとしてとらえてたことがわかる。

31 ディーバンカラシュリージュニャーナの『菩提道灯論細疏』和訳(3)(望月)

- ～4偈～】『長崎大学教育学部社会科学論叢』34, pp.27-46.
- 平川1964 平川彰『原始仏教の研究』春秋社。
- 平川1970 Id.『律蔵の研究』山喜房仏書林。
- 平川1993 Id.『平川彰著作集第14巻 二百五十戒の研究 I』春秋社。
- 本庄1984 本庄良文『俱舎論所依阿含全表 I』京都。
- 堀内1968 堀内寛仁「初会金剛頂経梵本ローマ字本(一)」『高野山大学論叢』3, pp.19-118.
- 小玉1969 小玉大圓「チベットにおける戒律の伝統について」『仏教大学研究紀要』53, pp.79-120.
- LAS *Laṅkāvatārasūtra*. 南條文雄『梵文入楞伽經』1926, 大谷大学。
- Lindtner 1982 Christian Lindtner, *Nagarjuniana*. Copenhagen.
- 宮崎1993 宮崎泉「『中観優婆提舍開宝篋』について」『仏教史学』36-1, pp.1-31.
- 望月1993 望月海慧「中観派文献にみられる『法華経』の受容」田賀龍彦編『法華経の受容と展開』平楽寺書店, pp.539-569.
- 望月1999 Id.「ディーバンカラシュリージュニャーナの『菩提道灯論細疏』和訳(2)」『大崎学報』155, pp.25-62.
- Patel 1932 P. Patel, Catustava. *Indian Historical Quarterly*, 8, pp.316—331.
- Potter 1996 Karl H. Potter, *Encyclopedia of Indian Philosophies, Vol. VII, Abhidharma Buddhism to 150 A.D.* Delhi.
- Poussin 1913 L. de la Vallée Poussin, Les Quatre odes de Nāgārjuna. *Le Muséon*, XVI, pp.1—18.
- Pradhan 1967 P. Pradhan, *Abhidharmakośabhāṣya of Vasubandhu*. Tibetan Sanskrit Works Series Vol. VIII. Patna.
- 三枝1987 三枝充恵編『インド仏教人名辞典』法蔵館。
- 斎藤1989 斎藤明「一乗と三乗」『岩波講座 東洋思想第10巻 インド仏教3』岩波書店, pp.46—74.
- 酒井1959 酒井真典「龍樹に帰せられる讃歌」『日本仏教学会年報』24, pp.1-44.
- Sāstri 1925 Gaṇapati Sāstrī, *The Āryamañjusrīmūkalpa*. 3 vols. Trivandrum.
- 声聞地1998 声聞地研究会『瑜伽論 声聞地 第一瑜伽処』大正大学総合佛教研究所研究叢書4, 山喜房佛書林。
- Silburn 1977 Lilian Silburn, *Le Bouddhisme*. Paris.
- 高井1978 高井観海『改訂増補 小乗仏教概論』山喜房佛書林。
- Takakusu 1905 Junjiro Takakusu, On the Abhidharma Literature of the

- Sarvāstivādins. *Journal of the Pali Text Society* 1904-1905, pp. 67-146.
- Tatz 1985 Mark Tatz, *Difficult Beginnings*. Boston & London.
- 寺本1938 寺本婉雅・平松友嗣『藏漢和三訳対校異部宗輪論・異部宗精釈・異部説集』黙働社。
- 常盤1994 常盤義伸『ランカーに入る -梵文入楞伽經の本文全訳と研究-』二巻，花園大学研究報告第二冊。
- Tola 1995 Fernando Tola and Carmen Dragonetti, *On Voidness*. Delhi.
- 津田1995 津田真一『和訳 金剛頂經』東京美術。
- 塚本1966 塚本啓祥『初期仏教教団史の研究』山喜房佛書林。
- Vaidya 1964 P. L. Vaidya, *Mahāyānasūtrasamgraha*. 2 vols. Darbhanga.
- Vaidya 1998 P. L. Vaidya, *Bodhicaryāvatāra of Śāntideva with the Commentary Pañjikā of Prajñākaramati*. 2nd ed. by S. Tripathi. Darbhanga.
- 安井1976 安井広済『梵文和訳入楞伽經』法蔵館。

【付記】本年、大正大学の高橋尚夫先生に招いて頂き、先生の講義時間に「ディーバンカラシュリージュニャーナ研究の現状と課題」という題で話をする機会が得られた。その際に、彼に関する研究史・著者性の問題点・『大経集』の概要に関して簡単にまとめ、文献表を作成することができた。そのような機会を与えて下さった高橋先生に、この場をかりてお礼申し上げる。

この『大経集』に関しては、第12回国際仏教学会（1999年8月23-28日ローザンヌ大学）において発表を行った。当初は、引用經典に関してカマラシーラの『修習次第』やブラジュニャーカラマティの『入菩薩行論細疏』などの引用經典と比較する予定であったが、残念ながらそこまでは及ばなかった。そのレジュメに関しては、The Sūtra cited in the *Mahāsūtrasamuccaya* of Atiśa, XIIth IABS Conference - Abstracts -, Lausanne 1999, pp.103-104 および同タイトルの配付資料を参照していただきたい。後者には、望月1995xを經典の引用順に並びかえたりリストが付されている。

また平成11年度の日本印度学仏教学会ならびに日本宗教学会での発表での配付資料として、「Dipaṃkaraśrījñāna の *Karmāvaraṇaviśodhanavidhibhāṣya* について」と「ディーバンカラシュリージュニャーナの【入菩薩学道説示】について」も参照していただきたい。それぞれのテキストの和訳とチベット語訳を付すとともに、それぞれ『罪過懺悔儀軌』と『行集灯論』の和訳も添えておいた。